

議案第 110 号

財産の無償貸付について

財産を次により無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 無償貸付財産

土 地

所 在	伊賀市比土字三谷 4525 番
地目及び面積	山林 122,644 平方メートル

2 無償貸付の目的

三重県が勧める企業の森制度を活用し、民間企業の資本により市有山林の整備を行い、その資産価値を高めるとともに、自然環境の保全を図ろうとするものである。

3 無償貸付の相手方

伊賀市予野字鉢屋 4713 番地

三重中央開発株式会社

代表取締役社長 金子 文雄

4 無償貸付の期間

貸付契約締結の日から 5 年間